

生 企 第 7 5 号  
令 和 3 年 6 月 3 0 日

生 活 安 全 企 画 課 長  
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の公布について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第71号。別添1。以下「改正法」という。）が本年6月16日に公布され、改正法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

改正の内容及び留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 1 改正の内容

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）附則第3条第2項の規定により、鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づき猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって、内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第97号）の施行日から令和3年12月3日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の2第1項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第7条の3第1項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、特例として、同法第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受講し、同条第2項に規定する技能講習修了証明書の交付を受けていなくても許可又は許可の更新を受けることができる」とされているところ、当該特例の期限を延長し、令和9年4月15日までとする。

### 2 留意事項

- (1) 猟銃所持許可担当の主管課にあつては、猟銃所持許可等申請が適切に行われるよう、改正内容についてウェブサイト等を通じて広く周知するとともに、警察署の担当者に対する教養を徹底すること。

(2) 衆議院農林水産委員会において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件」(別添2)が、参議院農林水産委員会において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(別添3)が、それぞれ決議されていることから、技能講習免除者の猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう、経験者講習・一斉検査等の場を通じ、銃刀法第10条の2第1項及び第2項に基づく指定射撃場における射撃の練習を行うよう技能講習免除者に指導されたい。

担当 生活安全企画課  
営業・危険物係